

お客さま各位

豊川信用金庫

「未利用口座管理手数料」の適用対象口座変更について

平素は、当金庫に格別のご愛顧を賜りまして厚くお礼申し上げます。

当金庫は、令和4年6月1日より、未利用口座管理手数料の対象口座を、下記のとおり変更させていただきます。

今回の変更は、長期間利用されていない口座の不正利用を防止するために対象口座を変更させていただくもので、これを機に口座をご利用いただくか、ご利用の予定がない場合は解約をおすすめいたします。

今後も、一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

未利用口座管理手数料の内容

1. 対象口座

令和4年5月末まで	2020年（令和2年）4月以降に開設の「普通預金口座（含総合口座）」
令和4年6月以降	開設日に関係なく「普通預金口座（含総合口座）」「貯蓄預金口座」

※2020年4月以降の開設口座→2022年4月以降に手数料引き落とし

※2020年3月以前の開設口座→2024年6月以降に手数料引き落とし

2. 対象口座となる条件

- ・残高が1万円未満の場合
- ・最後の預け入れまたは払い戻しから2年以上、一度も預け入れまたは払い戻しが無い場合（利息の組入れおよび本手数料の引き落としは異動に含みません）
- ・普通預金口座（含総合口座）・貯蓄預金口座開設店で、金融資産（定期性預金・出資・預かり資産等）がない場合
- ・普通預金口座（含総合口座）・貯蓄預金口座開設店で、お借入れがない場合

3. 手数料金額

1,200円（税別）／1年に1回の引き落としです。

4. 手数料徴求までの流れ

・対象口座のお届けのご住所にご案内郵送→3か月経過後、対象口座から手数料引き落とし

※対象口座残高が手数料金額に満たない場合、全額を引き落としした後、口座解約となります。

以上